

1000㎡以上の開発事業は 協議が必要です。

住民説明、公共施設の移管協議、開発事業にかかる市役所内の総合調整等を柱とした「恵那市土地開発に関する条例」が平成20年10月1日に施行されました。

この条例の施行により、1,000㎡以上の開発事業については、事前に市長との協議が必要となります。

この条例において開発事業とは次のいずれかに該当する事業を指します。

① 造成を伴う事業

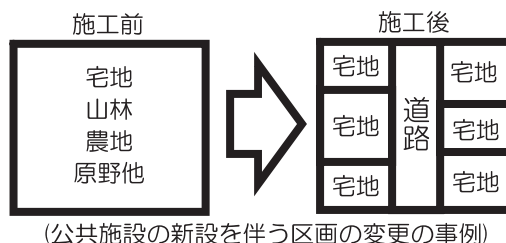
- ・切土、盛土を伴う事業をいいます。

② 土地の用途の変更を伴う事業

- ・田んぼや山林を住宅宅地に変更すること等をいいます。

③ 道路などの公共施設の付替え、廃止、新設が行われる区画の変更を伴う事業

- ・大きな空地に道路を設置し、宅地分譲する場合などをいいます。



協議書が提出されると、市役所の各部局が所管する法令や基準に基づいて協議や指導がなされます。

また、個別法とは別に、道路、排水施設、法面についてこの条例の独自技術基準がありますので、ひとつの施設について複数の指導を受けるそれぞれの指導を満足させる必要が生じることがあります。

協議のイメージ図

